

# 市税延滞金速算表

## (令和5年度課税用)

### 適用期間

令和5年度課税の市税を、令和5年5月1日から令和5年12月31日までの間に納付された場合にご使用ください。

佐野市総合政策部 収納課 納税係

電話《直通》20-3010（内線）1482～1496

## 督促手数料発生日一覧

督促状発付日より3日経過した日(発生日)以降は、督促手数料 100円を加算してください。

※3日経過(発生日)前でも督促状を持参(又は届いている事実が確認)された場合も、加算してください。

税目	固1期	軽自	市1期	固2期・保1期	市2期・保2期	固3期・保3期
納期限	令和5年5月1日	令和5年5月31日	令和5年6月30日	令和5年7月31日	令和5年8月31日	令和5年10月2日
督促状発付日	令和5年5月22日	令和5年6月20日	令和5年7月20日	令和5年8月21日	令和5年9月20日	令和5年10月20日
発生日	令和5年5月25日	令和5年6月23日	令和5年7月23日	令和5年8月24日	令和5年9月23日	令和5年10月23日

税目	市3期・保4期	保5期	固4期・保6期	市4期・保7期	保8期
納期限	令和5年10月31日	令和5年11月30日	令和5年12月28日	令和5年1月31日	令和5年2月29日
督促状発付日	令和5年11月20日	令和5年12月20日	令和5年1月22日	令和5年2月20日	令和5年3月20日
発生日	令和5年11月23日	令和5年12月23日	令和5年1月25日	令和5年2月23日	令和5年3月23日

※ 固：固定資産税、軽自：軽自動車税（種別割）、市：市県民税、保：国民健康保険税

# 市税延滞金速算表を利用するにあたって

## 1. 延滞金について

延滞金は、市税において、納期限後の納税額について、延滞利子の意味で徴収される徴収金のことをいいます。

## 2. 延滞金の計算基準

延滞金の額は、納期限が過ぎてから納める市税の額に次の率をかけて計算します。

1. 納期限の翌日から1か月を経過するまで…年 7.3%
2. 1の翌日から納税の日まで……………年 14.6%

※ 但し、平成26年1月1日以後の期間についての延滞金は、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(特例基準割合)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年内においては、7.3%の部分において、特例基準割合に年1%を加算したものとします。但し、加算した割合が7.3%を超える場合には7.3%とします。14.6%の部分においては、特例基準割合に年7.3%を加算した割合とします。

特例基準割合 1.4%(令和3年11月26日の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に1%を加算した割引率)

(小数点以下1位未満切捨て)

令和5年1月1日から令和5年12月31日については、年7.3%の部分については2.4%を適用し、年14.6%の部分については8.7%を適用します。

## 3. 計算上の留意事項

- (1) 延滞金計算の基礎となる税額は**2,000円以上**です。
- (2) 延滞金計算の基礎となる税額から、**1,000円未満の端数を切捨て**ます。
- (3) 算出した延滞金額が**1,000円未満**であるときは、延滞金は**徴収しません**(延滞金は1,000円から発生)。
- (4) 算出した延滞金額から、**100円未満の端数を切捨て**ます(100円単位化)。

## 4. 督促手数料(100円)について

督促手数料は、納期限後20日以内に滞納市税について督促状が發送された場合に課されるものです。

★『督促手数料 いつから加算?』

督促手数料加算開始(発生)日については、『督促手数料発生日一覧』をご確認ください。

## 5. 延滞金速算表の使い方

- (1) 延滞金が発生しているか確認する。
  - ① 納付する日の月ページを開く。
  - ② 納付日の日付と納付すべき税の納期の欄を結ぶと納期限から納付する日までの延滞金率(%)が表示されています。
  - ③ %の隣の金額(千円)は、税額がこの金額を上回っていた場合に延滞金が発生していることを表しています。税額がこの金額に満たない場合は、延滞金はありませんが、当該金額と税額が僅差の場合は念のため確認をお願いいたします。

(2) 延滞金を計算する。

(例) 令和5年9月5日に令和5年5月1日納期限の市税、税額 **59,500 円**を納めた場合の延滞金は、令和5年9月納付分のページを開き、令和5年5月1日納期限欄を追うと、本税 41 千円以上は延滞金が発生する事を確認できます。計算方法は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{延滞金率} &= \underline{2.49205479\%} \\ \text{税額 } 59,500 &\rightarrow 59,000 (\text{千円未満は切り捨てる}) \\ \text{税額} \times \text{延滞金率} / 100 &= 59,000 \times 2.49205479 / 100 \\ &= 1,470.3123261 \\ &= 1,400 (\text{100 円未満切り捨て}) \\ \text{よって延滞金徴収額は } &1,400 \text{ 円になります。} \end{aligned}$$

納付日	曜日	固1期	
		令和5年5月1日	
		%	千円
R5.9.1	金	2.39671233	42
R5.9.2	土	2.42054795	42
R5.9.3	日	2.44438356	41
R5.9.4	月	2.46821918	41
R5.9.5	火	2.49205479	41
R5.9.6	水	2.51589041	40

市税延滞金速算表を使わないで延滞金を計算する方法

(例) 令和5年9月5日に令和5年5月1日納期限の市税、税額 **59,500 円**を納めた場合の延滞金の計算



- ①  $59,000 \times 2.4(\%) / 100 \times 31(\text{日}) / 365(\text{日}) = 120.263 \dots \rightarrow 120$  (小数点以下切り捨て)
- ②  $59,000 \times 8.7(\%) / 100 \times 96(\text{日}) / 365(\text{日}) = 1,350.049 \dots \rightarrow 1,350$  (小数点以下切り捨て)
- ① 120 + ② 1,350 = 1,470  $\rightarrow$  1,400 (100 円未満切捨て)

延滞金 1,400 円

## 督促手数料発生日一覧(給与特別徴収分)

督促状発付日より3日経過した日(発生日)以降は、督促手数料 100円を加算してください。

※3日経過(発生日)前でも督促状を持参(又は届いている事実が確認)された場合も、加算してください。

税目	R5・3月分	R5・4月分	R5・5月分	R5・6月分	R5・7月分	R5・8月分
納期限	令和5年4月10日	令和5年5月10日	令和5年6月12日	令和5年7月10日	令和5年8月10日	令和5年9月11日
督促状発付日	令和5年4月28日	令和5年5月31日	令和5年6月30日	令和5年7月31日	令和5年8月31日	令和5年9月29日
発生日	令和5年5月1日	令和5年6月3日	令和5年7月3日	令和5年8月3日	令和5年9月3日	令和5年10月2日
税目	R5・9月分	R5・10月分	R5・11月分	R5・12月分	R6・1月分	R6・2月分
納期限	令和5年10月10日	令和5年11月10日	令和5年12月11日	令和6年1月10日	令和6年2月13日	令和6年3月11日
督促状発付日	令和4年10月31日	令和5年11月30日	令和5年12月28日	令和6年1月29日	令和6年2月29日	令和6年3月29日
発生日	令和5年11月3日	令和5年12月3日	令和5年12月31日	令和6年2月1日	令和6年3月3日	令和6年4月1日